

## 鳥取県告示第651号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 起業者の名称

江府町

### 2 事業の種類

農業集落排水事業美用地区処理施設建設事業

### 3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡江府町大字美用字下原二地内

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業美用地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である江府町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内の下流部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### ア 得られる公共の利益

本件事業は、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生活環境及び自然環境の保全に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定等に当たって住民への影響に配慮しており、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、処理水の放流先が確保できること、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

江府町では、平成3年度から農業集落排水事業に取り組んでおり、平成20年度末の供用割合が85パーセント、生活雑排水処理人口の割合が89パーセントとなっているが、当地区については未整備であり、農村地域の農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図ることが望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾475

江府町役場